

原対第 121-2 号
2024 年 6 月 3 日

原子力規制庁 放射線防護企画課長 様

茨城県防災・危機管理部長

原子力災害時の避難計画の実効性確保に係る要望書

国においては、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」を設置し、屋内退避の在り方について検討いただいていると承知しておりますが、本県が別添のとおり、2023年7月27日付け原対第230-2号にて要望した内容についても、当該検討チームで議論し、方針や見解を示していただけるよう要望いたします。

原対第 230-2 号
2023 年 7 月 27 日

原子力規制庁 放射線防護企画課長 様

茨城県防災・危機管理部長

原子力災害時の避難計画の実効性確保に係る要望書

本県及び避難計画を策定する 14 市町村においては、東海第二発電所から 30 km周辺まで避難・一時移転の対象となる区域が生じると見込まれる具体的な事故・災害を想定した上で、こうしたケースにおける実効性について、円滑に避難できるのかとの観点から検証することが必要と考えており、放射性物質拡散シミュレーションの結果は、条件設定次第で変化し得るものであるが、厳しいケースの実効性を検証した内容を県民に情報提供し、避難計画の実効性について考えてもらう判断材料とすることとしています。

その際、屋内退避を継続するためのライフラインの維持なども重要な判断材料と考えておりますことから、下記に掲げた屋内退避の継続や解除などに係る方針や見解を示していただけよう要望いたします。

なお、今回の要望に当たっては、別添 1 のとおり県として解決する必要があると考えている原子力災害時の要配慮者への防護措置に係る課題や、また、市町村から別添 2 のとおり意見が出されておりますので、これらにつきましても、国として認識の共有を図ったうえで、今後の対応をお願いいたします。

記

- 1 東海第二発電所の新規制基準に係る国の審査において、代替循環冷却系を使用できる場合、全面緊急事態から放射性物質の放出までの日数は、約 5 日～40 日となっている。この間、中断なく屋内退避を継続することになるのか、見解を示されたい。
- 2 屋内退避の継続には、住民への一定のサービスの提供が必要であるため、例えば、次の行動を継続する必要があると考える。
 - ・食料や生活必需品などを提供する店舗の営業
 - ・診療や治療が必要な患者のための医療機関の診療
 - ・県や市町村などの行政機関の業務
 - ・上記の施設への従業員・職員の通勤や住民の訪問・移動については、屋内退避指示下においてもサービスを継続させるべき施設や者、行動について方針を示されたい。
- 3 放射性物質の放出後、避難や一時移転の指示が出された区域以外の屋内退避の解除の方針について示されたい。
例えば、空間放射線量率が $20 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満の地域は直ちに屋内退避が解除になるのか、あるいは、一定の数値に低減した後に解除になるのか、といった方針が必要と考える。
なお、一定の数値に低減した後に解除する場合には、その数値についても示されたい。
- 4 UPZ 内の医療機関の ICU や HCU、救急病床等に入院している患者については、一時移転等の指示が出た場合に移動させることは実質的に困難であることから、これらの施設に放射線防護対策工事を実施のうえで、屋内退避することが必要と考えている。
については、放射線防護対策工事の必要性の是非、別の方針で対応する場合はその方針を示されたい。